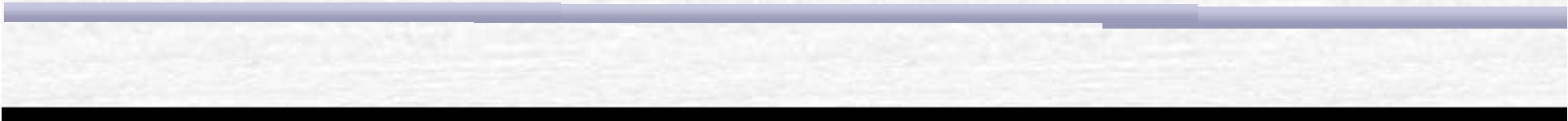




第3次生物多様性国家戦略に対する意見

中央環境審議会 自然環境・野生生物合同部会
第2回 生物多様性国家戦略小委員会

生物多様性条約市民ネットワーク
(CBD市民ネット)



本日の内容

1. CBD市民ネットとは
2. 生物多様性基本法からの視点
3. 生物多様性条約と国家戦略
4. 第4次生物多様性国家戦略への課題

1. CBD市民ネットとは

- 2009年1月25日設立
- 「生物多様性条約の目的達成」にむけた全国の市民団体・企業・研究者ネットワーク
- 109(59団体50名)会員、共同代表2名、運営委員17名



活動内容

1. 基盤づくり

- ☛ 市民社会の多様な主体間の情報共有の場をつくる。
- ☛ 生物多様性条約に関係する広報・教育・普及啓発・研究をおこなう。
- ☛ 関係組織に対し、関連会議における市民参加の場を確保するよう働きかける。

2. 条約交渉への関わり

- ☛ 海外の市民社会との連絡調整役として機能する。
- ☛ 国内外の生物多様性保全の推進にかかる提言および働きかけをおこなう。

3. 主体の拡大と交流

- ☛ 上記目標達成のために生物多様性条約の幅広いテーマに関わる国内外の団体との連携の拡大に努める。
- ☛ このテーマを地域・流域に根ざす課題として受け止め、地域レベルの生物多様性保全政策の水準を引き上げる働きかけを行う。
- ☛ CBD-COP10/MOP5 の会期中に国内外から参加する多様な主体との交流を図り、相互理解を深める。

COP10/MOP5の
重要性

テーマ別作業部会の整理

多様な主体の参画

先住民族
開発
ジェンダー
ユース

企業
/TEEB

詳細検討項目

気候変動

保護地域

海洋・沿岸 漁業

持続可能な利用

山岳

湿地

COP10の議題ではない
重要事項

公共事業
負のインセンティブ

外来種

森林

Most Priority Area

ポスト2010年目標

モニタリング
(GEO-BON,JBON)

ABS

MOP 食と農

他の環境条約との関係性
ワシントン条約・ボン条約など

SATOYAMAイニシアチブ
-持続可能な利用(湿地)
or伝統的知識(8条j)
orポスト2010年目標 など

設立

準備

関連国内法

国内的な重要性

地域別作業部会の準備状況

名古屋市、愛知県

東京

準備中

中部

南西諸島



2. 生物多様性基本法からの視点 ～ 市民が注目している重要条文～

- ☞ 21条 多様な主体の連携及び協働並びに自発的な活動の促進等 特に2項の参加プロセスの透明性
- ☞ 25条 事業計画の立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進)
- ☞ 26条 国際的な連携の確保及び国際協力の推進
- ☞ 附則 第二条 関連法制度の検討

一例として、
第3次戦略策定時のヒアリングの状況

2006年度 見直し懇談会全7回(関係団体ヒアリング)

2007年 見直し懇 3月 意見公募

4月 地方説明会

自然環境野生生物合同部会諮問

5月下旬 生物多様性国家戦略小委員会

(全6回、関係団体ヒアリングあり)

この間、NGO主催の勉強会や意見交換会を開催

9月下旬 パブリックコメント

自然環境野生生物合同部会答申

2007年11月27日 「第三次生物多様性国家戦略」閣議決定

3. 生物多様性条約と国家戦略

- ✓生物多様性の危機認識
- ✓生物多様性条約の作業計画・ガイドラインへの対応

生物多様性の危機の構造をどう見るか？

第三次生物多様性国家戦略において特定された、わが国の生物多様性の危機を深刻なものとしている課題は以下のとおり、

❖ 生物多様性の意義・価値に対する国民の理解が進んでおらず、多くの人々が自らの問題としてとらえ、さまざまな活動に参加する機運が高まっていないこと

❖ 膨大なつながりと個性によって形作られた生物多様性の状態が十分には把握されておらず、科学的認識に基づく評価と対策のための基礎的な知見が不足していること

❖ 自然再生や里地里山の保全などの生物多様性の保全にむけた動きは進展しつつあるものの、まだ点的な取組にとどまっており、生物多様性の危機への対処に必要な分野横断的な取組がなお十分に進展していないこと

生物多様性条約第4次国別報告書より

生物多様性条約と国家戦略

意見：第4次国家戦略では、COP10の決議や過去の決議を踏まえた取組み・制度の見直しが必要

例えば

- ❖ 絶滅危惧種の60%を生息域内にて保全する(植物保全戦略目標7)
- ❖ 2009年までに保護地域のギャップ分析に基づいた保護地域を選定し、2010年までに陸域の、2012年までに海域の保護地域システムを確立する(保護地域作業計画1.1.6)
- ❖ 生物多様性スクリーニングマップ、環境管理計画による事業監視の検討(生物多様性を組み込んだ環境影響評価に関する自発的ガイドライン)

4. 新たな国家戦略策定への提言

～ CBD市民ネットが考える～
生物多様性国家戦略の課題

- 行動計画をより具体的にすべき
- 第3次国家戦略に書き込まれていながら着手されていない点
- 第3次国家戦略成立以後の新しい要素(他条約の決議等)の反映

4-1. 行動計画をより具体的にすべき

- 沿岸・海洋域における縦割り行政の解消と統合的管理
特に沿岸・海洋分野において。
- 海洋保護区の設置
新たな仕組みの導入
- 目標に掲げられているのに、行動計画における役割分担が明確あるいは合理的でない
行動計画「普及と実践における実効性
モニタリング結果に対応した具体的な実行主体
種の保存法など他法令との連携

4-2. 第3次国家戦略に記述されているのに 着手されていない

- ボン条約について政府内に表立った動きが見られない

第1部第2章第4節(世界とつながる日本の生物多様性)

第2部第1章第9節(基本的考え方)

第2部第2章第4節

4-3 . 第3次国家戦略成立以後の新しい要素 (他条約の決議等)の反映

生物多様性条約第9回締約国会議決議

海洋及び沿岸の生物多様性(決議IX/20)

公海の保護区ネットワークの構築

ラムサール条約締約国会議決議

湿地システムとしての水田の生物多様性の向上(決議X.31)

「2009 - 2014年戦略計画」(決議X.1)

「フライウェイ(渡り鳥経路)の保全(決議X.22)

4-4. その他

- ☛ (湿地の生物多様性保全について)
- ☛ ラムサール登録湿地の管理計画を作ること
- ☛ ラムサール条約湿地を計画的に増加させること
- ☛ ラムサール条約湿地の登録に決議VII.11を組み入れること
- ☛ (島嶼の生物多様性保全について)
- ☛ 環境負荷の軽減
- ☛ 海域の保全を重点視する
- ☛ 島嶼の亜熱帯林の保全

2009年8月26日

中央環境審議会自然環境・野生生物合同部会ヒアリング資料

新たな生物多様性国家戦略策定への市民セクタからの提言

生物多様性条約市民ネットワーク

1. CBD市民ネットとは
2. 生物多様性基本法からの視点
3. 生物多様性条約と国家戦略
4. 新たな生物多様性国家戦略への提言

(1) 行動計画をより具体的にすべき

沿岸・海洋域における縦割り行政の解消と統合的管理

特に沿岸・海洋分野においては、2007年の中央環境審議会における第3次国家戦略策定検討の最終段階で委員から言及された沿岸・海洋における「危機の分析」がまだ不十分。その背景として、これまで一つのまとまりのある地理的単位の中でも関係省庁の担当と施策の縦割りが目立ち、統合的な管理機能を果たしてきていないという課題がある。2007年の海洋基本法の成立により海洋政策本部が設置されているが、省庁の壁が取り外された状態にはいたっていない。沿岸・海洋について、現状を分析し課題を共有することは最低限必要である。

共有できていない結果として、今回の第3次国家戦略の実施状況点検でも、課題・ゴールがそれぞればらばらで、統合された保全施策がみえにくい。

環境省は、CBD・COP10に向けて「海洋生物多様性保全戦略」を策定するとされている。現在までのところ、データの収集、他省庁との調整等で進んでいないが、今後を期待したい。

海洋保護区

海洋保護区制度の導入に向けては、自然公園法・自然環境保全法の改正といった進展が見られる一方で、自然公園法、鳥獣保護法、水産資源保護法など異なる法令の元に各省がばらばらに対応している。地域における多様な主体の参加を担保するための統合的な仕組みの導入が必須。

第2部第1章第1節 生態系ネットワーク「国境を越えた長距離の移動を行う海棲哺乳類やウミガメ類などの回遊ルートの保全に関連して国際的に議論されている海洋保護区のネットワークなどの強化に向けた国際協力を進めます。（再掲第2章第4節2.10、3.1、3.2）

目標に掲げられているのに、行動計画における役割分担が明確あるいは合理的でない。

行動計画「普及と実践」の「教育・学習」における文部科学省の役割の中に、生物多様性についての基本的な理解を広げ浸透させるための施策が明確でない。

国家戦略の普及・啓発について（1）「生物多様性広報・参画推進委員会」に、「多様な主体」の重要な構成員であり、地域の生物多様性を熟知する地域 NGO の代表の参加が確保されていない。

地域モニタリングの結果の評価以降の順応的管理等に関する担当部署があいまいで実効性が担保されていない。

種の保存法など他法令との連携が不十分で数値目標の立て方も不透明。

（2）第3次国家戦略に記述されているのに着手されていない点

ボン条約について政府内に表立った動きが見られない

第3次国家戦略における記述では

第1部第2章第4節文末 生物多様性の現状「これらの国境を越えて移動する動物を保全するためには、我が国における取組だけでなく、各国と協力した取組が必要です」

第2部第1章第9節（基本的考え方）最後から2段落目「さらに、国境を越えた長距離の移動・回遊を行いつつ我が国の沿岸を利用する渡り鳥やウミガメ類、クジラなどの海生哺乳類、魚類などの動物については、国内のみならず、より広域的・国際的な視点から、関係各国が連携、協力してその生息地の保全を講じることが重要です」

第2部第2章第4節（国政的取り組み）2.10 ボン条約「わが国が既に締結している二国間渡り鳥条約・協定、ラムサール条約、ワシントン条約などを着実に実施するとともに、本条約に係る国際的取組の動向を踏まえつつ、本条約に関連する協定・覚書を含め、本条約への対応の必要性について検討し、絶滅のおそれのある移動性野生動物種の保全を図ります。（環境省、外務省）」

とされているが、現在のところ表立った動きが見られない。

（3）第3次国家戦略成立以後の新しい要素（他条約の決議等）の反映

生物多様性条約第9回締約国会議決議

生物多様性条約第9回締約国会議において、以下のように決議されている。これに対応すべき。

海洋及び沿岸の生物多様性（CBD COP9 決議 IX/20）

（いかなる国の管轄にも属さない海域における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する諸問題について、国連総会が中心となり、諸国がいかなる国にも属さない海域の環境を害さない責任をもつと規定している『環境の開発に関するリオ宣言』で採択された諸原則にのっとり各国が協力する）

ラムサール条約締約国会議決議

本戦略はラムサール条約の求める「国家湿地政策」を兼ねていることになっているので、ラムサール条約締約国会議における新しい決議にも対応すべきである。特に以下の決議があげられる。

- ・ 決議 X.31「湿地システムとしての水田の生物多様性の向上」
日本政府の提案により成立したラムサール条約決議 X.31 に着目し、水田を農業湿地として捉え、生物多様性を高め、持続可能な利用を推進する。その際に、里山、河川や湖沼、海岸や干潟等、他の湿地環境との生物多様性上のつながりを重視する。
- ・ 決議 .1「2009 - 2014 年戦略計画」
特に国の CEPA 行動計画の確立など
- ・ 決議 .22「フライウェイ（渡り鳥経路）の保全」

(4) その他

(湿地の生物多様性保全について)

ラムサール条約湿地の管理計画を作ること

既存のラムサール条約湿地については、行政・地域住民・環境団体を含むすべての利害関係者の参加による管理計画の策定と賢明な利用を強く奨励し、管理と教育のための機関を設置する。ラムサール条約湿地登録の効果を高め、それが地域に広く理解されるように、学校教育、社会教育の場として活用されるシステムを作る。

ラムサール条約湿地を計画的に増加させること

新たなラムサール条約湿地の増加に関しては、環境別に数値目標を掲げる。特に、河川や溪流、干潟や浅海域、水田など、現在少ない湿地環境を重点目標にする。さらに、単一環境だけでなく、例えば海岸・河川・水田など複合的環境についても登録を促進する。

ラムサール条約湿地の登録に決議 .11 を組み入れること

国内各地で条約湿地登録が推進されるように、登録の国内要件に、国指定保護区以外にも、利害関係者の合意による管理計画の策定や条例の制定なども含める（ラムサール条約決議 .11、同条約マニュアル第4版）。

(島嶼の生物多様性保全について)

島嶼の環境負荷の軽減を図ること

沖縄などの島嶼生態系は脆弱であり、森・川・海での開発が互いに影響を及ぼし、生物多様性を劣化させる。そのため、本土の基準をそのまま当てはめるのではなく、開発は島嶼生態系に負荷を与えない規模とし、環境アセスメントは調査・影響予測・評価についてより繊細な基準を設ける。

島嶼の海域の保全を重点化すること

沖縄などのサンゴ礁、干潟、藻場の保全については、森・川・海の水系全体を保全の単位とし、赤土流出や富栄養化を防止するための施策を重点的に行う。現存のサンゴ礁、干潟、藻場は保護区を設定して保全し、劣化したものは原因を究明して保全対策をとり、失われたものは自然再生を図り、あわせて漁業の振興を図る。

島嶼の亜熱帯林の保全を重点化すること

沖縄などの島嶼の亜熱帯林は、多くの固有種・固有亜種が生育・生息し、生物多様性の宝庫であることから、林業者によって、森林生態系の保全を主眼とした森林施行を行い、教育や観光、エコツアーによる利用と地域振興に役立てる。国有林は国立公園等の指定による保護区とし、民有林は環境保全に資する森林地域として保全と利用を図る。

(普及と実践と国際的支援に関して)

地域・国内・国際的に生物多様性の保全に取り組む NGO の意見が十分に反映されるように

地域の状況を熟知し、データを持っている地域 NGO や市民を CBD 関連の委員会等に十分に取り込み、その意見を反映すること。地域に根ざす NGO・市民を巻き込むことは、生物多様性の概念を国内に広く浸透させる上でも効率的であることが多い。「グリーンウェーブ」を含む「2010年生物多様性年行動戦略(CBD事務局)」等も、こういった NGO を加え官民協働で企画・実施すれば効果は格段に大きくなるはずである。

国際的支援と経済的措置(活動支援)を

CBD 市民ネットでは、国内・世界の NGO(市民社会)の意見を COP10 に反映させることを大きな活動目標の一つとしている。国際協力、特に途上国への支援の一つとしても、国際 NGO フォーラム(仮称)開催やその後の取り組みが実現できるよう、経済的措置のなかで述べられている「地球環境基金」などによる継続的なさらなる活動支援や、その他の直接的な支援をお願いしたい。

学校教育で生物多様性の普及を

ラムサール条約は小学校の教科書に取り上げられており、認知度が 49%と比較的高く(CBD は 12%、ノルド社会環境研究所による)子どもが親に教えている光景も目撃する。ラムサール条約湿地を持つところでは副教材として条約湿地の様子などを取り上げているところもある。

一方、高校生の理科総合 B 等では生物の多様性について、陸上・淡水・海洋生物や生態系などがよく説明されているものもあるが、必修科目ではなく、生物多様性条約にも触れていない。ラムサール条約の例からも、効果は明らかなので、正規の授業の中で生物多様性条約を取り扱う方向で進めるべき。